

## 4. 留意事項

1 事業の実施期間は、令和11年度末までとされています。

2 交付金交付決定前に実施された工事は、助成の対象にはなりません。

3 事業実施主体からの採択申請書等の提出により、宮城県大区画化等推進協議会が審査のうえ採択を決定する流れとなっています。(申請書の書き方などサポート致します)  
(審査は申請内容の確認となります。申請図面・面積調書・高さの確認等)

4 事業完了後8年以内に農地が転用された場合、交付金の還付が必要です。

5 農地の形状変更にあたり、所有者の同意のほか、農地法等関係法令の必要な手続きは、事業実施主体が自ら行う必要があります。

6 農地中間管理事業で貸借している農用地で整備を行う場合は、トラブル防止のため、返還時の原状回復の取扱等の確認書を、出し手、受け手、機構により作成する必要があります。

7 集約化する場合については、工事完了までに同一の経営体が耕作する農用地が1ha以上のまとまりを有する必要があります。

8 事業の実施に関しては、推進協議会へお問い合わせください。  
なお、令和9年度以降の要望調査については、大区画化等加速化支援事業の概要説明パンフレット巻末に記載していますQRコードでアンケートにお答えください。

宮城県大区画化等推進協議会